翻訳

J・R・マカロック著「石炭税制改革論」 ト

第二章

(第一章は第二十七巻・第五号に掲載)

しかしながら、炭鉱から石炭を採掘しかつそれを海岸までによってもたらされるボタにもかゝわらず、炭鉱主はチョーによってもたらされるボタにもかゝわらず、炭鉱主はチョーによってもたらされるボタにもかゝわらず、炭鉱主はチョーるのである! しかもこの差額は法外に大きいと思われるにもがいないが、それでも実際のものよりまだ小さいのである。ちがいないが、それでも実際のものよりまだ小さいのである。というのは、石炭が蒙る破砕のために、控え目に評価したとというのは、石炭が蒙る破砕のために、控え目に評価したとというのは、石炭が蒙る破砕のために、控え目に評価したとというのは、石炭が蒙る破砕のために、控え目に評価したとというのは、石炭が蒙る破砕のために、控え目に評価したと

林 洋 **夫**訳

若

しても、ニューカスルまたはサンダーランドで五チョールドロンの石炭は消費者の地下石炭置場に持ち込まれる前に六ないし七〔チョールドロン〕へ膨れあがるのである。炭鉱主から消費者への輸送中に石炭価格を四倍にする細目が、上院でのバドル氏の証言と下院でのベントレイ氏の証言の中できわめて詳細に列挙されている。わたしたちはそれを次のような説明に要約したが、その正確さを十分に信頼してよいと考える。この説明は、よい燃料を望み、また欺されることの嫌いなあらゆる人の注目を受けて然るべきである。

↑炭市場施設に所属するピアサル氏が公表した★種々の報告のうちにこの主張の豊富な証拠がある。

石炭市場の正確で貴重な月間報告書によれば、サンダーラン石炭市場施設に所属するピアサル氏が公表した[ロンドン]

J R マ カロ ・ック著『石炭税制改革論』(下) (若林 配分されることになろう。

〔第1表を参照せよ〕

当り一 明しよう。 程の部分が炭鉱主から消費者への輸送中に吸収されたかを説 れば、 炭商人の一人であるホーン氏は『もし私が、船甲板でのチョ 院の委員会はその報告の中で、次のように述べている。 ペンスという金額のどれ程の部分が炭鉱主に届き、またどれ されるでしょう。先に進んで、この二ポンド一〇シリング八 グ九ペンス、すなわち二ポンド一〇シリング八ペンスを請求 燃料を買い込み、 だから、 その価格に一三シリング九ペンスを加えます。』と陳述した。」 たとすれば、それを消費者の地下石炭置場へ引き渡すために ○年一○月)中の平均価格はロンドン・ な他の石炭商人に最上質ウォールズエンド炭を注文したとす ・ルドロン当りの石炭の市場価格として三三シリングを付け ポンド一六シリング一一ペンスであった、と思われる。 から搬入された最上質ウォールズエンド炭の先月(一八三 ポンド一六シリング一一ペンス・プラス・一三シリン 上記の説明にしたがえば、そのためにチョールドロ もしわが読者諸君のどんな人でも、先月中に冬季用 総価格は、 しかもホーン氏または彼と同じように立派 委員会での証言によれば、 チ ∃ 1 -ルドロ 次のように ン当 云石 下

۲

ロンドン港到着時までの諸費用 第1表 (1)

	£.	s.	d.	£.	s.	d
炭 鉱 主 炭鉱キへの石炭代金支払い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	14	0			
サンダーランド・ハーバーの改良のために炭鉱主が支払った河川税 (River Duty) の控除	0	0	3	0	13	9
・・・・・・・・ コール・フィッター キール船料, およびフィッター手数料(7マイル水上運		0			10	J
	0	2	3			
運賃,ただし船舶・船荷保険,水先案内料,船員賃金,船舶・資材損耗費,バラスト廃棄料等を含む		8	6½			
前 市 税 上記の河川税····································						
船舶毎で支払われる埠頭税, 灯台料等 0 0 51/4	0	0	81/4	0	11	5 3 ⁄8

四 一 (二四二)

(2) ロンドン港における諸費用

10. 4-1/ 9 H	7/13					
· 国 税······	£.		đ.	£.	s.	d.
国 税································	0	6	0			
都市税				·		
水先案内料および灯台料(Nore Lights), トン税,水先案内協会へのバラスト料支払						
小争 0 0 2						
通関料等 0 0 21/8						
ロンドン市自治体検量税 0 0 4						
同 上 孤児救済税 0 0 10						
同 上 検量官への報酬と手当 0 0 4						
同 上 市場税 0 0 1						
同 上 市長への停泊税等 0 0 0½						
同 上 陸上検量税 0 0 6						
同 上 請負人への支払い 0 0 1						
石炭荷揚人夫賃金0 1 7						
・・・・・・・ コール・ファクター	- 0	4	5 %			
ファクター手数料および代金支払保証手数料	0	0	41/8			
·			. •			
バイヤー手数料 0 1 0						
艀 料						
荷 車 運 賃 0 6 0						
信 用 貸 0 2 0						
投げ込み料0 1 3						
損得のない金額への追加 0 0 3						
(下院報告, 8ページを参照せよ) 0 12 6						
割引,歩留保証および粉炭への追加(同報						
割引,歩留保証および粉炭への追加(同報 告 9 ページを参照せよ)			01/			
	0	14	81/8	1	5	5 %
消費者の支払価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				2	10	8
従って,総価格は次のように配分される:——						
炭鉱主への石炭代金	0	13	9			
ロンドンへの航海に対する船主等への支払い	0	11	5 3 %			
国税,市自治体諸税,およびロンドン石炭商人	1	5	55%			
THE THE PART OF TH	-			2	10	8
	1					

費用の中ではきわめてわずかな削減を期待しうるにすぎない、 われは損失者である、と苦情を訴えている。 これらの諸費用について言えば、わたしたちは、タインお またはこの運賃率によって招来した諸 は 現在の料金ではわれ したがって、 前 をかなり越える程減額されうるし、またそうされるべきであ 用に関しては、われわれはちゅうちょせずに、それらは半分 に消費者への引き渡しのための支払いから成るその他の諸費 る、と主張する。 1. 第一に、チョールドロン当り六シリングの国税につい

と考える。

荷主たち (the shippers)

よびウェア両河川で、

ルドロン当り六シリング四ペンスを多少下回るにすぎない、 れるその他の若干の諸費用の控除後) 船主に残るのは、 水先案内 に言及したベントレイ氏によれば、運賃として与えられた八 (船荷保険およびバラストに充用さ 損粍費等を含んでチョー ては、われわれが既にそれについて言及したことを繰り返す 廃止されるべきである。その税額は約八〇万ポンドに達する。 ものは、この国にとって不名誉であり、したがって無条件に のは不必要である。全くひどく不公平でかつ過酷な租税なる この金額はそれほど大したものではないが、しかし石炭税の

料、航海費、

糧食費、船舶保険料、

シリング七%ペンスのうち、

賃率から得られる利潤がその他の船主のそれを凌駕したとし というのは本当であると思われる。そのうえ、たとえこの運 競争がそれを急速に通常の水準に下げるであろうとい 沿岸灯台に対する諸料金、水 したがって、もしそれらが減 す刺激が、他の点でも、この点でも、 廃止がそれに対応する歳入の減少をもたらすであろうと想像 またはひどい困難のもとで営まれているこの国の広大な諸地 れるべき問題である。このことが、現在営まれていないか、 されてはならない。石炭税の廃止が南部の産業に必ずもたら きわめて重要な考慮さ

首都で全部でチョールドロン当りちょうど二五シ 運賃の 並び る石炭価格の下落は消費者に他の物を購入するヨリ大きな手 口の両方を増やす手段となることはほとんど確実である。 方の製造業と技術を奨励することによって、 かし、こうした事情とは別に石炭税の減少の結果として生じ そこでの富と人

ための負担はたぶん若干軽減されうるはずである。 額されれば――確かにそれらは減額されてよい――、 先案内協会料等はかなり重い。 うことほど確かなことはない。

J·R·マ カロック著『石炭税制改革論』(下)(若林) リング五%ペンスに達する国税およびロンドン都市税、

四三(一四三)

なり大きな部分を課税財貨の追加量の購入にすぐに支出する約したもののうち、たとえ全部でないにせよ、少なくともか会む石炭の多数の買い手のほとんどは、石炭価格の下落で節段を提供するであろう。すべての中流および上流の諸階級を

て、茶、砂糖、ビール、火酒等、あるいは歳入の大きな源泉にも実質的にも改善するであろう。下層階級は、彼らの暮し向きがよくなるにしたがっあろう。下層階級は、彼らの暮し向きがよくなるにしたがっあろう。下層階級は、彼らの暮し向きがよくなるにしたがっあろう。下層階級は、彼らの暮し向きがよくなるにしたがっあろう。しかもまた、石炭需要がそのことはロンドンおよび南部諸州の全住民の状態を直接的

第2表 石炭、消し炭および粉炭に関する租税収入

諸階級へのこうした効果にとゞまるものではない。すなわち、であろう。しかしながら、この措置の有益な効果はこれらの

1828	1827	1826	1825	1824	1823	1822	1821	1820	1819	农	件	
922, 682 1 41/4	862, 526 8 61/4	972, 839 19 91/4	899, 918 14 93/4	948, 810 16 10	1,145,659 1 3%	1,006,506 2 33/4	1,019,865 10 51/2	1,086,564 17 31/2	£. s. d. 957, 899 9 101/4	てき石まれ炭	**	1-
41, 423 6 2	45, 182 9 3	40,553 17 8	43, 421 1 10	42,821 16 103/4	44,020 5 63/4	52,771 4 61/4	50,911 13 11/4	48,359 3 9	£. s. d. 48,861 7 11½	外地〜輸出された石炭, 消し炭および粉炭	収 入	石炭,消1
964, 105	907, 718	1, 013, 393	943, 339	991, 632	1, 189, 679	1,059,277	1,070,777	1, 134, 924	£. 1,006,760	然 苗		消し炭および粉炭に関する租税収入
7 61/4	17 91/4	17 51/4	16 73/4	13 83/4	6 91/2	6 10	3 63/4	1 01/2	s. d. 17 93/	7		2関する租
28, 017 2 81/4	24, 349 8 41/2	26,309 19 10	26, 109 11 91/4	23,340 17 31/4	21, 911 8 101/2	21, 425 0 8	20,744 9 21/2	18, 928 13 3	£. s. d. 19, 891 13 21/4	া হাদ	輸出等による戻し税、お	税収入
936, 088	883, 369	987, 083	917, 230	968, 291	1, 167, 767	1, 037, 852	1, 050, 032	1, 115, 995	£. 986, 869	海し炭および粉炭に対する関税の純収入	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 10	9 43%	17 71/4	4 101/2	16 51/2	17 11	6 2	14 41/4	7 91/2	s. d. 4 7½	数版に対す	ヨアストに	

信をもって予言しうる、と考える 期間のうちに石炭税の廃止によって実質的に利益を得ると確 たしたちは、歳入は失なわれるのではなく、きわめて短かい である財貨の消費を必然的に増加させるであろう。だからわ く等しく保護を受ける資格のあるその他の地方や利害関係者

するチョールドロン当り一シリングの税もまた含まれている。以 後に言及するであろう運河によってロンドンに運ばれる石炭に対 ンドであった。しかしながら、これには、海送炭ばかりではなく、 *一八二八年に水上輸送炭から得た税総額は九二万二六八二ポ

下に添付しているのが「政府が、過去一○年間の石炭に対する課 ―内国税および関税として受けとった金額を区別 して いる

がこのいまわしい租税を存続することを決定するのだとすれ 解を受けいれることを期待し、かつ確信する。だがもし諸公 わたしたちは、国務大臣諸公がかゝる問題に関するこの見 から得た歳入の(公式)計算書である。」〔第2表を参照せよ〕

のにされなければならない。 棄されるべきではないのだとすれば、公平でかつ普遍的なも ば、とにかくそれを公平なものにする措置を講じるべきであ 義の原理を破壊する恥ずべきことである。租税の圧迫は、放 他の地方がそれから全く除外されている――は、あらゆる正 る。特定の諸地方に重い負担を課すこと――全く富裕なその R · カロック著『石炭税制改革論』(下)(若林) 特定の地方や利害関係者が、 全

の犠牲で豊かになるというのはもうやめなければならない。

この公平化を実施する明白な方法は、坑口にもたらされたす

る六シリングから現在得られるのと等しい収入がもたらされ 最もよく精通している人たちは、この方法で課税が行なわれ ゝば、チョールドロン当り一シリングの税金で海送炭に対す べての石炭に無差別に課税することである。こうした事情に

価格を支払わなければならない人々に重税を課し、それを安 も安価である坑でそれをしないのであろうか? 石炭に高い が税金を支払わなければならないのだとすれば、どうして最

るであろう、と主張する。カーメス卿は述べている。

「石炭

—Finances, sect. 7) 大失策ではないのであろうか?」 (Sketches of the History of Man

価に手に入れる人々に課税しないというのは、とんでもない

措置にはきわめて大きな困難を伴なう。製造業者が使う石炭 のためになんらかの例外を設けることは出来ないであろう。

しかし、たとえ克服し難いほどではないにせよ、この種の

すべての種類の製造業にとって、またとりわけ鉄工業 しかも、 チョールドロン当り一シリングの税金さえほとんど

四五(一四五

が であるということが疑われてはならない。だが、この事情そ たように、南部の貧農層の状態を改善するために他のいかな にとってすばらしい利益になるであろうし、また既に説明し わが製造業者階級が彼等の経営がうまくいくためには安価な ない、ということを得心しているにちがいない。さらにもし も、この租税が現在の状態のまゝ存続することは問題になら ら誰でも、または南部諸州の労働階級の貧困およびこの税金 論的主張である。この租税の作用で悪影響を受けている人な のものは、それ自体、この租税の無条件な廃止を支持する結 わめて不景気な状態にある――にとって、はなはだしく有害 る手段以上のことを成し遂げるであろう。 と以外には何も残されていない。このことは、すべての階級 れるのを許容しえないというのであれば、これを廃止するこ 石炭は欠くことのできないものなので、この租税が均一化さ .彼等に押し付けるきびしい窮乏に気づいている人なら誰で ロンドン港における石炭に対する都市諸負担は全部で

ばれているものがある。この租税は一六九四年の条例(statute)ずく、一〇ペンスに達する孤児教済税 (the orphans' duby)と呼チョールドロン当り四シリング五%ペンスに達する。 なかんユーロンドン港における石炭に対する都市諸負担は全部で

額が、一七八二年のはるか以前に、それの支払いのために課合の元本および利子を免除する権能を与えたのである。しか債の元本および利子を免除する権能を与えたのである。しかはいて課せられ、ロンドンシティーにシティーが法律(theによって課せられ、ロンドンシティーにシティーが法律

る法案が提出されるべきであると勧告した。わたしたちは、の取り付きを完成させるために借り受けた金額の支払いに充用されている。下院のある委員会は一八二八年にこの孤児救用されている。下院のある委員会は一八二八年にこの孤児救用された後、この資金を究極的に解除しかつ消滅させ的が達成された後、この資金を究極的に解除しかつ消滅させ的が達成された後、この資金を究極的に解除しかつ消滅させ

ということを看取することが重要である。だが、この自治体税することが元来許可された全負債を清算してしまっていた

ものと期待する。 去されえないにせよ、結局廃止されるという保証が得られるこの勧告が留意され、さらにこの租税が、たぶんすぐには除

―実際には彼等はそうしていないのであるが――、当然で検量税の負担は、たとえ検量官が本分を尽くしたとしても

第3表 検量税および検量官報酬

d	E. s.	d.
ロンドン市自治体が国王ジェームズ I 世の特許状によって確認されているといわれる慣行上公認された権利により請求するチョールドロン当り 4 ペンスからの就業検量官への支払い		
ドロン当り4ペンスからの就業検量官への支払い	0 0	1
	0 0	01/2
糧食の代わりに〔石炭〕船から支払われる検量官の俸給および手当…	0 0	4
	0 0	51/2
4ペンスのシティー検量税の残額(3ペンス)は、計量桶 (vats) 等	を提供す	する費用
の支払い後、年約1万9,000ポンドの純収入となり、市自治体の私設金	達庫 (the	private
coffers)に入いる。しかも、この自治体はその機関自身から上記の払え	っれ過ぎの	で更を
選ぶこと以外には、この重い負担に見合う公衆に対する義務をなんらば	たさない	いのであ
Ś.		
すべての費用の控除後にロンドン市収入役が受け取る4ペンスの慣例	検量税の	>純収入
は次の通りである。		
£.	s.	d.
1824年	3 2	4
182518, 340	7	113/4
182618, 64	5 6	91/2
182717, 399		1
182818, 479	8 (8
182918, 632		5
ロンドンに入荷する石炭に対する都市税の年額は1828年を含むそれ以	【前の3年	三間を平
均すると次の通りである。		
£.	S.	d.
チョールドロン当り4ペンスのシティー検量税25,210		0
検量官の俸給および手当24,068		0
水垢税, シティー税 (Lord Mayor) 等 3,229		3
石炭市場税6,302		6
孤 児 救 済 税	5 5	0
121, 835	11	9
•		

ものである。この検量官のために 量官の就業は欠くことのできない れらが存続されるかぎり、船上検 り除かれるであろう。しかし、そ たならば、この費用源は完全に取 もし石炭に対する諸税が廃止され 報告によって清算されるのである。 定した価格さえも、船上検量官の さらに石炭を購入した人たちが決 課せられている各種の租税、運賃、 書で証明することである。石炭に 引き渡される石炭量を確かめ、文 時 (The Act 47Geo. III. cap. 68) は ている。〔第3表を参照せよ〕 ジョ し、彼らの職務は〔石炭〕船から の組は石炭を引き渡す甲板で就業 二組の石炭検量官を定めた。一方 ージⅡ世治下第四七年法律第六八 あるものの三倍ないし四倍になっ

四七 (一四七)

年間約一万九〇〇〇ポンドの税目を構成する――を取り立て 悪弊の寛大なる養父である)、船上検量官に支払ら一ペンスのう がら、これで全部なのではない。すなわち、ロンドン市自治 受け取っていないのに対して、テムズ河の船上検量官はほと いる検量官たちはチョールドロン当り二ファージィングしか(3) 坑夫が河畔まで運んだ石炭を計量するために北部で就業して て%ペンスを支給され、全部で五%ペンスである。ところで、 ーによってチョールドロン当り一ペンス、さらに政府によっ ۴ 糧食勘定で〔石炭〕船から支払われる俸給と手当はチョール 拠によっても、 または市会 (the Common Council) がわれわれに贈った苦心の 任されて生長したことであろうか。況んや、議会諸報告でか るのである。なんとわれわれが知らないこのような悪弊が放 えに、チョールドロン当り三ペンス――市自治体基金となり、 体は(ためらわずに言うが、 市当局は石炭業界に関連するあらゆる も受け取っている!、というのが事実なのである。しかしな んど面倒なことは何もない職務に対して二二ファージィング 作品(the lucubrations) でも、 ロン当り約四ペンスに達し、それに加えてロンドンシティ いかなる根拠でチョールドロン当り四ペンス われわれが発見しうるどんな証

> わたしたちは市当局の海亀(turtle)をうらやましくは思わな(5) ○ポンドも支払う義務を負わされるべきなので あ ろ ら か? 等の住民がシティーの参事会と市会の基金に年間一万九○○ んだのである! なぜウェストミンスター、サウスウォーク そのもののための負担を公衆に転化することを巧妙にもくろ 習と特許状によって授与された報酬を受け取り続けるこの税(4) とになったのである。すなわち、この法人団体は、旧来の慣 その結果は市自治体金庫に上述した多額の歳入をもたらすこ して彼等に下賜されたのかは明らかでない。 に、ジョージⅢ世治下第四七年法によって俸給および手当と の金が、検量官たちの雇主に支払われる四ペンスの金のほか いが、わたしたちはそれを支払わされることに反対する。 市会は市当局が現在享受している石炭からのまさに同額の純収入 うことを親切にも知らされている。なんという素晴しい公平さで を彼等に委ねるものならどんな規制にも同意するであろう、とい *最近、市会のある委員会が作成した報告で、わたしたちは、 ` しかしながら

組の市官吏 (civic functionaries) にまかされている。たとえこ炭の取扱いはもっぱら陸上検量官 (land-meters) とよばれる一埠頭 (the wharf) に運ばれさらに消費者に送られる前の石

あろらか!

い ――を支払わなければならないのである。

だがこれさえ全部ではないのだ。この検量官は、たとえ石

る素長りすう見せない、ということである。下そので見なでりえない。だが事実は、彼等は、自己の本分について心配すて犯しうるという容易さのために、大して重要なことではあ人であったとしても、彼等の監督は、詐欺行為を破砕によっれらの人たちがそれぞれアーガス(Argus)のように注意深いれらの人たちがそれぞれアーガス(6)

もとづいていないのである。このご立派な保護のために消費中八九、それにもとづいているが、彼自身の何らの知識にも何の保証もないのである。したがって検量官の証明書は、十際には、消費者には、たゞ〔石炭〕商人の言葉だけを除けば、の公式の保証を盲目的に信用してしまう。しかしながら、実

るとしよう。すると、「善良なお人好し」である消費者はこ ある!

に届けられる石炭容量を証明する石炭検量官の証票を受け取

のと同じ位に過去に実効があったにせよ、その必要額の三倍者はチョールドロン当り六ペンス――たとえ現在役立たないもとづいていないのである。このご立派な保護のために消費中八九、それにもとづいているが、彼自身の何らの知識にも

J

R ·

カロック著『石炭税制改革論』(下)(若林)

けずに、しかも最も完全な無難さで、略奪されてしまうのでおがが、ブッシェル未満の容量で発送されるとしても、どんな石炭の度量法にも干渉する権利も権限も持っていないのである。ところで、誰でも知っているように、きわめて多くの小規模な小売商人や手工業者も、この巨大な首都に住むすべての労働階級も、一度にひと袋ないしふた袋で雑貨商やその他の労働階級も、一度にひと袋ないしふた袋で雑貨商やその他の小売商人から石炭を購入する。かゝる売買に対してこの検量官がなすべきことは何もない。彼はたゞ金持ち――彼らが望むのであれば、この点では、彼らは自衛することができる単であるれば、この点では、彼らは自衛することができる単である。

報酬は約一シリング七ペンスであり、また少なくとも必要な運貨船または艀への石炭引き渡し人――の報酬である。このないし石炭かつぎ (the heaver)――すなわち、〔石炭〕船から目のなかで、もう一つのものは石炭荷揚人夫(the coal-whipper)目のなかで、もう一つのものは石炭荷揚人夫(the coal-whipper)

四九(一四九)

議会の諸委員会で船主およ

額の六倍も多い。ニューカスルやサンダーランドでは一チョ 石炭船の乗組員がこの不可欠の彼らの固有の職務の一部を履 削除されるべきだということである。というのはそれはテム はだ気前のよい報酬であろう。だが事実は、この費目は全く に多少の困難はあるとはいうものの、それでもやはりもし三 ペンスほどかゝる。そのうえ石炭を船倉から引き揚げること しかも追加賃金を要求したり獲得したりせずにそうするので 規制が及ばない外港では乗組員は石炭かつぎとして振舞い、 行させないようにしているからである。 運よくこのばかげた ズ河に特有の規制によって引き起こされ、そしてこの規制が ペンスないし三½ペンスが支給されたとすれば、それははな けで、一シリングたりとも市民に負担させずにすむのである。 支払われた総額は一○万七五六六ポンド一三シリングであっ 根拠もないことは確実であろう。一八二九年に石炭かつぎに ロンドン港ではなんらかの点で事情がちがらと考える何らの ある。そして前に言及した規制のためではないのだとすれば、 ルドロンの石炭を炭車に積み込むのに一ゾペンスから一彩 たゞ乗組員が石炭かつぎの役目を履行するのを認めるだ

船以外のすべての船舶の船長しかしながら、幸運にも石炭を断であることが認められる。でいる場合よりもむしろヨリ

は船の荷卸しのためにどんな

54表 1820年以降のロンドンへの石

21.	炭入荷に関する公式報告									
年 次	チョールドロン	年 次	チョールドロン							
1820	1, 280, 114	1825	1, 443, 193							
1821	1, 312, 730	1826	1, 475, 809							
1822	1, 345, 345	1827	1, 508, 425							
1823	1,377,961	1828	1,541,041							
1824	1, 410, 577	1829	1,583,511							
<u> </u>		"								

木材を積んだ船の荷卸しをすべてを全面的に立証している。れまで説明してきたことのすれまで説明してきたことのすが船長らが行った証言は、こび船長らが行った証言は、こ

「「に報告、三二、ペーシ」をは適当と思われるその他の人夫を使用することができるのに対して、木材を積んだ同じ積用は約三六ポンドに達するのに対して、木材を積んだ同じ積用は約三六ポンドに達するのに対して、木材を積んだ同じ積明は約三六ポンドに達するのに対して、木材を積んだ同じ積明は過当と思われるその他の人夫を使用することができるのに乗組員ま

の次の抜粋は最も明白な観点で現行制度の性格を示している。石炭業に従事している船主であるフォーカス氏の証言から

〔第4表を参照せよ〕

-船荷の引き渡しの際の重い負担です。 あなたが不満に思うその負担はどれ位ですか?―取引が自由であ 「ロンドン港ではあなたが不満に思うどんな負担がありますか?

る場合に必要なものの二倍です。 荷揚人夫によってあなたの船の荷卸しをする制度のことを言って

いからです。 いるのですか?―議会法によって荷卸しに報酬を支払わざるをえな

後に行なわれるのです。

ていないのですね?―彼らがなすべきことはすべて引き渡し時間以

十分であるうえしかも半分のお金でできます。

船荷をしかも現在よりも安く引き渡すことができると思いますか? 入れられるその他の人夫を雇うことを許されるとすれば、あなたの

あなたは、あなた自身の乗組員か、またはちょうどその時に手に

にあなた自身の乗組員の労力を大いに利用することができると思い あなたはそうすることを許されたとすれば、船荷を引き渡すため

間、全く就労しないのですか?―全くしないわけではなく、艀船頭 あなたの乗組員は、現在、石炭荷揚人夫が船荷を引き渡している

ますか?一それは疑いありません。

乗組員たちは十分に仕事をしていますか?―いいえ、しておりま

の手伝いをしています。

か?―それは疑いありません。 いにせよ、賃金の増額によって乗組員を説き勧めることになります 伝わせるために、荷揚人夫に支払わざるをえないものと同じではな もし法律が認めたとすれば、あなたは、船の荷卸しをするのを手

J・R・マカロック著『石炭税制改革論』(下)(若林)

賃金の適度の増額によって、あなたは、乗組員がさもなければし

とは不利益ではありません。 なければならないことに不利益をもたらさずに船の荷卸しをするた めに彼らを就労させることができるようになるのですか?―そのこ ある程度彼らは就労しているとしても、十分には仕事を与えられ

えまだ船から荷を卸すために就労することができますか?—今は彼 乗組員は艀船頭が目下艀を操っていることをできますか、そのら

船頭にいかなる助力を要求する権利もありません。彼らは石炭を舟 すれば、彼らの負担がひどくなるとお考えではありませんか?―艀 らはただ艀船頭の手伝いをしているにすぎません。 あなたは、もし艀船頭があなたの乗組員の手助けを得られないと

なるでしょう。 艇に移しそれを他所に運ぶという契約をしているのです。 らないのですか?―彼らはヨリ多くの同僚を連れてこざるをえなく そうだとすれば、彼らはほかの人手を雇い入れざるをえなくはな

められているのですね?―そのことに私は今までずっとあらゆる関 は大したものではないのですね?一とるに足らぬほどのものです。 いいえ、大して重要なことではありません。 もしあなたが乗組員を使うことを認められたとしても、その違い 乗組員が行う手助けというのは少しは重要なことなのですか?-ロンドンを除くほかのすべての港であなたは彼らを使うことを認

係をもってきました。 あなたが関係してきた諸港は、その他の点では、 自然的困難と同

五一(二五一)

様に石炭の引き渡しに関しても、良好ですかあるいはひどく悪いで

河の〕プールでするのと同じやり方で石炭を引き渡します。 すか?―どちらでもありません。乗組員たちは荷揚人夫が〔テムズ

か?―全くなにもありません。 ロンドンで石炭を艀に卸す制度から生ずる困難がなにかあります

一一隻の石炭船で二三ポンドかゝるのに対しまして、一隻分の木材 石炭と木材とで引き渡しの際どちらが多く費用がかゝりますか? を七ポンドで引き渡しました。

ありますか?―はい、木材を数回

あなたは今までに石炭以外の船荷をロンドンに持ってきたことが

二三ポンドには検量税が含まれているのですね?―それに検量官

りすることができますか?―はい、できます。 と思いますか?―それほど多くはかゝりません。 同じ職種の人たちが木材と同じように石炭も積み込んだり卸した 木材船の荷卸しは石炭船の荷卸しよりも多くの労力を必要とする

事をしますか?―全く同じようにします。 としないのですね?―必要としません。」 石炭を船積みするのに木材の場合よりもヨリ体力のある人を必要 同じ体力でですか?―そらです。 しかも、荷揚人夫がいつもしているのと同じように完全にその仕

そう恥ずべきものであり、 しかし、石炭業界のこの部門を冒している悪弊はなおいっ しかもかなり広く網の目のように

> 拡がっている。委員会が得た証言は、就労した場合の荷揚人 夫の賃金は一日当り一〇シリングから一六シリング、さらに 一八シリングにさえ達し、しかもなお彼らはいつでもひどく

隷身分よりもひどい状態におかれているからである。彼らは、 貧しい!ことを示している。その理由は彼らがエジプトの奴

結びついている請負人(undertakers) と呼ばれる階級の人たち

ロンドンシティーによって認可され居酒屋の主人とあまねく

によって、荷主たちに提供される。居酒屋の主人は荷揚人夫

寄宿することを荷揚人に勧め、かくして荷揚人夫は毎日一定 を請負人に推奨し、また請負人は好んで自分たちの居酒屋に

請負人は屠殺業者となったり、あるいは食料品店を経営する は少なくともその埋め合わせをするだけとなる! 時々また 量のひどいジンとなおいっそうまずいビールを飲み、あるい

が、その場合には荷揚人夫は一組のハーピイ(harpy)の代わ りに二組のハーピイの略奪にさらされるのである。多くの場 荷揚人夫は、彼らの意志に反して、時には家族がある場

合、

き制度が行なわれているのである。彼らは、事実、稼ぎの半 合でさえ居酒屋に寄宿せざるをえないほど極端にこの恥ずべ

分以上を飲み代に使わざるをえない。というのは彼らが酒に

の利益になるからである。 バルバドゥス(Barbadoes) ないしアンティグゥア (Antigua) の 溺れているためではなく、 ンドンの治安判事や人民にとって最も不名誉なことである。 彼らを野蛮にすれば居酒屋の主人 このような制度を黙認することは

ティーの消費者の所まで一チョー

ルドロンの石炭を運ぶ費用

合が開かれ、 国の都市と農村は怒りに沸きたつであろう。どの教区でも会 るということがたんなるうわさにすぎなかったとしても、 ニグロが主人のためにひどいラム酒かビールを毎日飲まされ かゝる行為に対する弁士らの義憤を表わすのに 本

十分強力な表現のための言葉が捜し求められるであろらし、

聖人も罪人もこの問題を一考だにしないのである。そしてこ で同意して、同じ市民同士の一階級が常習的酒びたりと隋落 の首都の市民たちは一年に一一万ポンドを支払うことに喜ん るであろう。しかし、同じことがブリテンで行なわれても、 の山を印刷することで少なくとも五〇〇ポンドの純益をあげ またハンサード氏は下院のテーブルに積み上げられる請願書

るのである!

炭置場への石炭引き渡しに伴う諸費用が最も法外なものであ p ンド R ン・ブリッジのわずか下流のプー 7 ック著『石炭税制改革論』(下)(若林) ル いからシ

J

カ

p

の状態に陥るのを許しているのである。

しかしながら、

結局、

〔石炭〕船から消費者の地下石

額は地主への地代、石炭を採掘し炭鉱の地表へ持ち出し、さ は、 ける地域で、 鉱主の独占であると呼んでいるものの害悪をあれほどひどく のにこれ以上の言葉を言う必要があるだろうか? この部門に我慢のならない悪弊の存在することを納得させる 費用よりも多いのである! 合理的な人間なら誰でも業界の らに〔石炭〕船まで運搬する費用を含む北部での石炭の主要 能弁に論ずる雄弁家のいるこのロンドン市自治体の支配を受 一四シリング八½ペンスにも達する。 かつそのまさに面前で生長した悪弊が看取され すなわち、 勝手に炭

船員 ージ)のなかで次のように言及している。 どには異議の余地があるわけでは全くないが、 を運搬するのに支払われるチョールドロン当り二シリングの ひどく法外である。 金額となる艀料 (lighterage) がある。この料金は前述のものほ 石炭引き渡し費用の一項目に〔石炭〕船から埠頭まで石炭 (keelmen) は石炭を運搬用昇降機ないし石炭積み込み バドル氏は証言 (上院第一報告、 タイン それでもなお /河の

五三(一五三)

波止場 (the spouts or staiths)——そう呼ばれている—

[石炭]船に運び込むことによってチョールドロン当りたった一シリング六ペンスしか支払いをうけないのである、とはた一シリング六ペンスしか支払いをうけないのである、とはいっても彼らはキールを七ないし八マイル航行させなければいっても彼らはキールを七ないし八マイル航行させなければいっても彼らはキールを七ないし八マイル航行させなければいっても彼らはキールを七ないし八マイル航行させなければいってもするよりもはるかに困難なのであるが。テムズ河での艀運搬費がタイン河と同じ水準になったとすれば、チョールドロン当り入ペンスないし九ペンスを必ずしも越えないであるう。だがこの望しい結果を実行しうる前に、この業界のあろう。だがこの望しい結果を実行しうる前に、この業界のあろう。だがこの望しい結果を実行しうる前に、この業界のあろう。だがこの望しい結果を実行しうる前に、この業界のあろう。だがこの望しいに選び込むことによってチョールドロン当りたった。

ものの二倍になるのである。 ものの二倍になるのである。

行なわれる同じ作業に対して請求される金額と比較することによってである。さて、チョールドロンの平均重量を二七ハンドレッドウェイトで、かつ石炭を荷車運搬する平均距離を一・五マイルであると仮定すると、その料金はトン・マイルすなわちダーラム、ランカシャー等では、契約により積み込みを含む石炭の荷車運搬をターンパイク道路ではトン当り七ペンスで、させるのが普通である。だから、ロンドンにおける荷車運搬費は北部地方で要するものの四ないし五倍である。この相違は首都における労働者、馬等の維持に伴なう費用が大きいということによっては説明のつかないものであり、それゆえこれはほとんど全くこの業界を取り締るジョージョ世れゆえこれはほとんど全くこの業界を取り締るジョージョ世れゆえこれはほとんど全くこの業界を取り締るジョージョ世

夫に対する費用項目に次いで、これはこの長く伸びた悪弊の卸すことに一シリング六ペンスの追加費用がかゝる。荷揚人投げ込み(shooting)、すなわち荷馬車から地下石炭置場に荷を投げ込み(shooting)、すなわち荷馬車から地下石炭置場に荷を

っている諸規制の結果なのである

の料金の合理性について判断する唯一の方法はこれを他所で荷車運搬に対するチョールドロン当り六シリングである。こ

引き渡し費用の次の項目は、

埠頭から消費者の住居までの

付近まで一チョールドロンの石炭を運搬する費用は、 費用と対比することによって一層例証すること が で き る。 ン〕プールから郊外のはるか遠方まで石炭を運ぶのに伴なう 諸費用が全く途方もないものであることは、これを〔ロンド であろう。 下石炭置場に〕流し込むことのほゞ一〇倍も骨が折れること 運び戻すであろうと考えます。」(上院第一報告、一二一ページ)(2) 〔第5表を参照せよ〕 ところでこの作業は、誰でも知っているように、石炭を〔地 同じ石炭を地下石炭置場からもう一度〔石炭船の〕荷役口に 賃金率からすれば、私は彼等は二ペンスで大変喜んで、この ない費用で行ないうると考える。 バドル氏は言っ て い る。 を支払わされるのである。実際、 れる何千もの労働者がいるのに、 は同じ仕事を三ペンスか四ペンスで行なうのを喜んで受けい カタログのなかで最も極悪で法外な請求である。ロンドンに 「わが炭車掛が炭車に〔石炭を〕満載するのに対して支払う さて、プールから約一・五マイル離れているセントポール 石炭を船からロンドンの消費者まで運ぶのに影響を及ぼす J R 7 カ ロック著『石炭税制改革論』(下)(若林) 私たちはこれをはるかに少 市民は一シリング六ペンス まさに の埠頭までの、 港から石炭商人 かつ正確に上院 であった。十分 リング六ペンス さらにそこから いる。「船積み ことを報告して の委員会がこの ンス多い一二シ 五シリング六ペ 制を受けない道 課せられる諸規 ドンシティト この瞬間、 されるものより するのに必要と 方に石炭を運搬 路を一一倍も遠 口、

第5表 プールから消費者への石炭運搬費

ロンドンから17マイルのミドルセックスのフェルサ ールドロンの石炭の費用	-ムの消	費者に引	き渡	された	10チョ
プールにおける10チョールドロンの石炭への支払いよび艀への引き渡しに伴ならすべての費用を含み、	かつま	たバイ	£.	s.	d.
ヤー手数料チョールドロン当り1シリングを含む) チョールドロン当りで	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• 1	18	3½
プールからフェルサムまでのチョールドロン当り運搬	費				
プールからアイルワースまでの艀料 0	2	0			
艀から荷馬車への荷揚げ······ 0	1	0			
アイルワースからフェルサムまで(5 マイル) の荷車運搬費0	4	0	0	-	
			0	7	0
フェルサムでの総費用	•••••		2	5	31/2

みだしている!」(上院第二報告、八ページ)
る諸規制が遅延、費用の加重、さらに詐欺行為への刺激を生る諸規制が遅延、費用の加重、さらに詐欺行為への刺激を生消費者の地下石炭置場までのあらゆる段階で、業界を取り締

を疑った。だが、下院の委員会はこの租税が拙策であること 運業界の繁栄の両方に関するかぎり、国庫歳入を担保してこ を痛感したので、この疑問が彼等に投げかけた制約にもかゝ に関する問題がまさに彼等の面前に提起されているかどうか ciation of Carmen)と関係のない運搬人夫を雇い入れることが 益な勧告が実施されること、重量による石炭販売がどうして の諸規制の廃止を強く勧告した。わたしたちは、これらの有 方法の導入およびロンドン港における石炭取引に関する既存 る」との確信を表明した。諸委員会はまた、重量による販売 めに、財政的準備が整い次第これを行なうことが 適 当 で あ の王国で消費される石炭に対するすべての課税を除去するた わらず、この委員会は、「この国の一般的繁栄および特に海 長が乗組員またはその他の人夫を雇うことが許されること、 もなされなければならないこと、石炭を荷卸しするために船 また船頭カンパニーと関係のない艀船頭や御者協会(the Asso-議会諸委員会は海送炭に対する課税を廃止することの適否

がこの程度までなら行なわれるべきであると断言しようとは が加えられること、を我慢すべきなのであろうか?しかし 業させられ、しかも雇用される人たちに対してきびしい窮乏 万ポンドというわずかな金額のために、何千もの労働者が失 く実際にきわめて広大な地域から追い出されること、 する最も過酷な課税――北部の人たちはこれから完全に免が 止されるべきである。南部諸州全体が生活必需品の一つに対 できるようになること、を疑いえない。石炭税はたゞちに廃 国庫に入るよりもはるかに多額の税収をそこに入らないよう 思わない。しかし、産業を意気消沈させ、しかも何百万もの ながら、わたしたちは、現在の重大な事態の中で歳入の滅額、 れている――を受けること、製造業が抑制されるばかりでな ならないのだとすれば、二〇の租税——その各々は石炭税が か? もし石炭税に取って代わるある一つの租税がなければ に不公平かつ不公正な租税は維持されるべきなの で あ ろ う 性をそなえ、 しかももつべきである属性の何もない?明白 はなかったとしても、租税としてもつべきでないあらゆる属 にしていることを証明する余地はある。そしてたとえそうで 人びとの境遇を下落させることによって、石炭税は、 それが 年八〇

ができるものである――を提案しようとすればたやすくでき もたらす一○分の一の損害も与えずに歳入を二倍にすること 石炭税と石炭取引に関する既存の諸規制の廃止は、 ロンド 帯や海運業界に大いに有利であることのほかに、 ンドンおよびすべての南部諸州の厖大な住民の境遇を改善し

るのだ

加的な便宜をもたらすと同時に、シティーの住民を一年に一 ンで営まれるほとんどあらゆる産業部門にきわめて大きな追

〇〇万ポンド~一二〇万ポンド!の負担から免れさすという

明らかに正当な理由で評価された。こうした事柄にかなり深

ジョンブル(John Bull)は動物のうちで最も無節操である。 く関与している人々が示した無関心さはきわめて異常である。

とを示すであろう。

最もうまく計算された手段を選択する賢明さをもっているこ

のであるが、しかし彼は彼の燃料の価格に四〇~五〇%も付 というのは、彼は下院のテーブルに彼の靴の価格に一~二% を付け加える皮革税に反対する請願書をどっさり積みあげた

るのである!

け加える諸税と諸規制をはっきりと不平も鳴らさずに甘受す

けなければならない。大臣諸公は、石炭税の廃止が、 どんなものであるにせよ、国務大臣諸公は国家が何らの被害 も受けないように (ne quid detrimenti respublica capiat) 気を付 しかし、首都の市民ないし南部のジェントリーの振舞いが J R · カロック著『石炭税制改革論』(下)(若林 炭鉱地

> だからわたしたちは、大臣諸公がこの不公平かつ有害な租税 かつ産業を活気づけるものであることを知らざるをえない

実質的にロ

みだすであろう。しかも同時に彼等がその目的を果すために 貧民の困窮を救済することは彼等の決断に最大の真剣味を生 最大の贈り物である。不公正をやめさせ、さらに出来るだけ とを望むものである。その廃止は、彼等が公衆に授与できる の全面的な廃止をたゞちに提案することの適否を検討するこ

リング (the Richmond shilling)と呼ばれる。これは一七九九年(13) ■世がリッチモンド公爵に授与した結果、リッチモンド・シ の ングの付加税が課せられている。この特別税は、チャールズ 〔国〕税のほかに、タイン河から出荷される石炭に一シリ

海路で輸送されるすべての石炭に影響を及ぼす六シリング

に政府によって買収されたが、すぐに廃止されるべきであっ た。たしかに海送炭に排他的な課税をすることは悪いことで

五七 (一五七)

をすることはきわめて悪いことである。はあるが、特定の河川から送られる石炭にかなり高率の課税

ずかな量の石炭がもたらされている。この石炭はチョールド

運河航行によってスタッフォードシャーからロンドンにわ

のだから、何らの困難もなく廃止しうるのである。である。これはきわめてわずかな歳入しかもたらしていない租税は海送炭に課せられる租税と同じ運命を分かち合うべきロン当り一シリングの租税で積み込まれている。しかしこの

海送炭および運河でロンドンに運ばれる石炭に対する租税

を廃止することのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止することのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのは、大いに対するとのに対しているとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのほかに、輸出炭に対する諸税を査定する等を廃止するとのは、大いに対するとのは、大いに対する。

税を負わされているのである! ないが、粒炭(small coal)すなわち製造所で使われる石炭は一七シリングという法外に大きいされるのを許される一方で、塊炭(large coal)すなわちもっされるのを許される一方で、塊炭(large coal)すなわちもと

てよい。国民的政策(national policy)としては、イギリス炭だが、石炭輸出に何らかの税を課すことの妥当性が疑われ

三倍になるであろうと十分に推測しうる。

に思われる。さらに、もし高率関税が輸出向けイギリス炭に に依存するのを余儀なくさせるという措置が推奨されるよう を消費する諸国家がこれほどなくてはならない財貨をわが国

課せられゝば外国の炭鉱が開発され、さもなければ採掘しな は いまゝにさせておくことになるということを考慮する場合に この問題についてのこうした見解は強固になる。

通りである。 国内市場は海送炭鉱山が供給する産出高の全部を呑み込む 立法機関がこの点を決定するための実際的問題は、以下の

ことができるのか?

そうではないとすれば、石炭輸出に対

定されるのだとすれば、その時には彼等は国内では最も有利 妨げて彼らの産出物を外国に送らせないようにすることが決 かし、ヨリ偏狂な物の見方がもてはやされ、しかも炭鉱主を 宜を与えることを〕認める財貨は国内工業の製品である。し にもとづいて結論を出してよい。誰でもが「輸出に対する便 してあらゆる便宜が与えられるべきであるという一般的理由

と確信してよいのである。

法外な諸税を負わされているのである! ら閉め出されている他に、 けとることを期待してよかった。ところが事実は外国市場 彼等は国内市場でさえ特別でか

レートブリテン島の炭田はほんの限定された区域にしかない 実際、石炭の輸出は総じて禁止されるべきであるとか、グ

前に国債は最後の一シリングに至るまで皆済されるであろう が石炭供給になんらかの重大な減退を感じはじめるはるか以 全に自由であったとしても、 れらの懸念ほど無益なことはない。たとえ対外石炭貿易が完 ることもされるべきでないと、時々いわれてきた。だが、こ におけるわが国の優位を十中八九破壊する結果を促すいかな に避けうることはどんなことでも避けることのほかには技術 とか、国内消費が結局それらの炭田を使い尽くすとか、さら わが読者諸君は、 後世の人たち

ンバーランド公爵の鉱業代理人であるヒュー・テイラー氏は 上院の委員会に次のような評価を提出した。〔第6表を参照せ きわめて聡明なジェントルマンで、炭鉱主でしかもノーサ

五九 (一五九)

この残余は、ニューカスル、サンダーランド、

ハートレイ、ブラ

J R ヵ ロック著『石炭税制改革論』(下)(若林) は他の誰もが享受する特権を奪われる代わりにボーナスを受 の分別のなかに正義がいつも支配していたとすれば、炭鉱主 な取り扱いを受ける資格があるのは確実である。

実際、

国民

ئے

第6表 ダーラム・エンド・ノーサンバーラン

ド炭田の範囲と産出量に関する評価

ý - , ,
平方マイル
サウス・シールズから南ヘカッスル・イーデンまで21マイル,そこから西 ヘウェスト・オークランドまで32マイル;ウェスト・オークランドから 北東ヘエルトゥリンガムまで33マイル;さらにそこからシールズまで22 マイル,という範囲ないし区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
マイル、という配因ないし区域、
・・・・・・・ ノーサンバーランド
シールズから北へ27マイル,幅平均 9 マイル····································
10 HE W 1. L. WIT /
採掘された部分
ダーラム 平方マイル
タイン河流域 約 39
> 1 - 1.3 piles
ウェア河流域約 40
79
ノーサンバーランド
幅13マイル長さ 2 マイル約 26
 105
732
トン
厚さ平均12フィート,1平方マイルの契約1,239万トン,並びに 732
学さ半均12フィード、1 半分マイルの契約 1, 259 カドン、並びに 752 平方マイルの採掘可能炭層の評価 9, 069, 480, 000
粒炭による損失,岩脈による妨害およびその他の妨害のために3分の 1を控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 を控除
残 余 6,046,320,000
2, 7, 0,040,020,000

第7表 グレート・ブリテンにおける石炭消費量の類似的評価

ダーラムおよびノーサンバーランドから沿岸沿いに輸送される年間石炭出 荷量	3,300,000 660,000 3,960,000
上記の石炭量は約500万人に供給される;さらにグレート・ブリテン総人口を1,500万人と仮定すると,これは3倍にされなければならない;けだし,この人口の3分の2はたぶん燃料を十分に供給されていないけれども,製造業地帯および域内炭の安価さを考慮に入れゝば,この評価は高すぎることはないであろう 約60万トンの鋳鉄を生産する製鉄工場での消費量――金属塊を製造する場合でさえ少なくとも4倍の石炭量を必要とする,およびコーンウォール等の諸鉱山における驚くべき消費量…	···11, 880, 000 ···· 3, 000, 000
グレート・ブリテンにおける消費量······ アイルランドへの輸出量,······	
外国輸出を除く総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···15, 580, 000

七二七年間供給する量に相当する。 イスおよびストックトンから現在の出荷量である三五○万トンを一

マーラムおよびノーサンバーランドにおけるこの石炭 [埋蔵]量 がという試みが行なわれているのである。 リンピリーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探 の評価は、とくにダーラム南東部の炭鉱地帯がまだほとんど全く探

とが含まれる。〔第7表を参照せよ〕きで、しかも輸出向けに最もふさわしく、また有効であるというこきで、しかも輸出向けに最もふさわしく、また有効であるというこの程度の炭田がある。だが前述したことのうちに、この炭田は地続ノーサンバーランドの北部および南西部の両地方にもまたかなり

著名な地質学者バックランド博士はテイラー氏の評価をかなりひどく誇張されたものであると看做している。しかし、下院での証言のなかで、バックランド博士は、かのジェント下院での証言のなかで、バックランド博士は、かのジェントで二〇〇〇年間全イングランドに供給することが可能である。と主張しているベイクウェルズ・ジオロジー (Bakewell's Geo-bety) の一段落を引用しかつ是認しているのである。これは必ずしも高価で全く不必要なスクリーン作業の慣行によって必ずしも高価で全く不必要なスクリーン作業の慣行によって必ずしも高価で全く不必要なスクリーン作業の慣行によって必ずしも高価で全く不必要なスクリーン作業の慣行によっていましている。

・R・マカロック著『石炭税制改革論』(下)(若林)

かなり気持のよい断言である。

とづいて、彼の評価の修正を求める書簡を公表した。nicle)に、 きわめて満足すべき理由であると思われ ることにも**テイラー氏は、 ダーラム・クロニクル (the Durham Chro-

取引に従事する人数に関して次のような評価を提 示 して いまざまな部門、ロンドンへの石炭輸送およびロンドンの石炭バドル氏は、タインおよびウェア両河川流域の石炭業のさ

船が一船当り二二〇ロンドン・チョールドロンの規模で石炭を輸送 ります。私がなしえた最良の計算によりますと、平均して沿岸航行 就業していると考えます。ですから、二河川で、二万一〇〇〇人が してそれには一万五〇〇〇人の成人男子および年少者の船員が必要 するものであるとしますと、一四○○隻の〔石炭〕船が就航し、そ 石炭を採掘し、〔石炭〕船に引き渡すために従事していることにな あることがはっきりしているからです。ウエア河では九〇〇〇人が ○○人であると存じます、と申しますのは報告書には多少の脱漏が 炭鉱に就業している総数は一万一九五四人ですが、ざっと一万二〇 少者七一八人で、 三四六三人になります。 したがって、 坑内外の わせて八四九一人であります。坑外では、成人男子二七四五人、年 就業している人数は、成人男子四九三七人、年少者三五五四人、あ にありませんが、近似的計算をしているものです。タインで坑内に タインからの報告書は公式文書であり、ウエアからの報告書は手元 示している文章を手にしています。私が所見を申しあげたいという。 - 私は各々の部門の石炭業に雇用されている人たちの数を正確に

六一 (一六二)

となります。〔これが〕私の作成しました概要です。船員が一万五〇〇人、炭坑に就業している坑夫および坑外夫が二万一〇〇人、岸坑に就業している坑夫および坑外夫が二万一〇〇人、岸坑immers)が二〇〇人、したがって、北部石炭業(the Northern Coal Trade)と名付けるものに従事する総数は三万八〇〇人になります。ロンドンでは、荷揚人夫、艀船頭等が五〇〇人、石炭取ります。ロンドンでは、荷揚人夫、艀船頭等が五〇〇人、石炭取ります。ロンドンで七五〇〇人であります。北部地方およびロ人で、全部でロンドンで七五〇〇人であります。北部地方およびロ人で、全部でロンドンで七五〇〇人であります。北部地方およびロ人で、全部でロンドンで七五〇〇人であります。北部地方およびロ人で、全部でロンドンで七五〇〇人であります。北部地方およびロ人であります。

にこの金額の半分以上をめったに稼いでいませんでした。二、大ちはいつも仕事の出来高で支払を受け」、したがってまた、たちはいつも仕事の出来高で支払を受け」、したがってまた、こで、ないしそれ以上でさえ稼ぐことができます。もかし彼等で、ないしそれ以上でさえ稼ぐことができます。しかし彼等で、ないしそれ以上でさえ稼ぐことができます。しかし彼等で、ないしそれ以上でさえ稼ぐことができます。しかし彼等にまで変化してきました。坑夫たちは一日当り五シリングまで、ないしそれ以上でさえ稼ぐことができます。しかし彼等で、ないしそれ以上でさえ稼ぐことができます。したがってまた、これほどかなり着い。「坑夫にこの金額の半分以上をめったに稼いでいませんでした。二、位等が行なられた。「坑夫にこの金額の半分以上をめったに稼いでいませんでした。二、大ちはいついませんでした。二、大ちはいついませんでした。二、大ちはいいる。「坑夫にないでいませんでした。二、大ちはいつもはいっている。「坑夫だけ、大ちはいつませんでした。二、大ちはいっている。「坑夫だちはいつ」というにはいる。「坑夫だけいっというないというにはいっている。」

雇われて雇主から受けとる固定賃金(the certain wages)です。 に対する税金のようなものです、といいますのは炭鉱主は たたちに彼等が就業していようといまいと賃金を支払うからです。坑夫たちは他所で仕事を見つける選択の自由をもっらです。坑夫たちは他所で仕事を見つける選択の自由をもっらです。しかし、もしそうすることができないとすれば、ています。しかし、もしそうすることができないとすれば、でいます。のかり、もしそうすることができないとすれば、でいます。のかり、前には、一週当り一四シリングを支払うよう求めることができます。昨年(一八二八年)までは一週当り一五シリングでした。

でイルランドのどんな港に搬入される海送炭にもトン当り 一シリング七兄ペンス、すなわちチョールドロン当り二シリング五ペンスの租税が課せられている。だが改良資金を調達 ンスの追加税が負されている! ウェールズに搬入される海 送炭に対する租税はアイルランドへの搬入炭とほど同額である。スコットランドは、既に考察したように、幸運にもこのる。スコットランドは、既に考察したように、幸運にもこのる。スコットランドのどんな港に搬入される海送炭にもトン当り

終りに臨んで、

わたしたちは税がたとえ過酷であろうとも、

同意するよう説き勧めるためにこれ以上何を言う必要があろしながら、海送炭への課税は不公平で法外なものであることは明らかであり、したがってまた、同時に不公正で過酷なとは明らかであり、したがってまた、同時に不公正で過酷なとは明らかである。文明国の立法機関が海送炭税の即時廃止にものなのである。文明国の立法機関が海送炭税の即時廃止に

訳者註

Report of 1829", p. 142 (Appx., No. 5))

J・R・マカロック著『石炭税制改革論』(下)(若林)

税権をシティーに認めた。後者は一七五〇年に別の立法により継続された。原著者マカロックは両者をあわせて孤児救済税と総称にている。(R. Smith, "Sea-Coal For London-History of the Coal Factors in the London Market", 1961, p. 131; T. S. Ashton & J. Sykes, "The Coal Industry of the Eighteenth Century", 2nd ed. 1964 (1st ed. 1929), p. 247 [Appx. D-The Duties on Seaborne Coal]; J. Holland, "The History and Description of Fossil Fuel, the Collieries, and Coal Trade of Great Britain", New Impression 1968 (2nd ed. 1842, 1st, ed. 1835), p. 372; "Lords'

(2) 後にも度々言及されるジョージⅢ世治下四七年法律第六八号(一八○七年法)のフルタイトルは"An Act for repealing the several Acts for regulating the Vend and Delivery of Coals within the Cities of London and Westminster and Liberties thereof, and in certain Parts of the Counties of Middlesex. Surrey Kent, and Essex; and for making better Provision for the same"("The Statutes of the U. K. of Great Britain and Ireland"、Vol. III, pp. 253-287)である。同法の要旨については、レグランド石炭独占の歴史的性格一〇』、本誌第二十五巻第二・ングランド石炭独占の歴史的性格一〇』、本誌第二十五巻第二・三合併号、一三三一四ページ(「石炭売買法新法」(一八○七年〕)、を参照せよ。

ゾペンスである。 (3) ファージングとはイギリスにおける最少額の青銅貨で、

大三 (一六三)

- らやってくる貴重なもの』というアナロジーとして皮肉る意図か ティーに多額の歳入をもたらす貴重な税源であることとを"海か 理として珍重されていたことと海送炭 (sea [borne]-coal) がシ turtle—を比喩的表現としてもちだしたのは、 海亀の肉がかめ料 op. cit., p. 131; "Lords' Report of 1829", p. 142 (Appx., No. 5)) めにロンドン市長の慣習上の権限として追認された。 (Smith. によってシティーに搬入された財貨の検量官事務所を運営するた ドロン当り四ペンスがシティーに支払われていたが、この特許状 ドン市長に下付されたものを指す。旧来から慣習によりチョール (5) こへで原著者マカロックが海亀—ヨリ厳密には sea (4) この特許状とはジェームスー世治下の一六〇五年にロン
- ed. 1880, Vol. II. (ANA.—ATH.), p. 498) 見張る人、 厳重な見張人の意。 ("Encyclopædia Britanica", 9th くの尾に変えた、といわれる。こゝでは、アーガスのように鋭く われたため、ジューノゥは怒ってアーガスを殺しその目をくじゃ 命じられたが、マーキュリーの笛の音で眠らされてアイオーを獲 たので彼の妻ジューノゥにねたまれて牛にされた―の見張り番を 女アイオー(Io)―アーゴス河の神イナカスの娘でゼウスに愛され つかの武勲をあげた後、ジューノゥに白色の雌牛に変えられた美 (6) ギリシャ神話に出てくる万物を見通す百眼の巨人。いく

らであろう。

際の容量単位である一バット (vat) を意味する。四バットが一チ 七年法(註2)で法令上の認知をうけた。(Smith, op. cit., pp ョールドロン。一六九六年以後慣習として確立していき、一八〇 (7) 九ブッシェルは船側で船上検量官が石炭量の検査をする

(∞) "Commons' Report of 1830", p. 321

- 持った強欲な怪物、転じて仲間を食い物にする強欲の人のことを (9) ギリシャ神話に出てくる顔とからだが女で鳥の翼と爪を
- ("Encyclopædia Britanica", の方法を考案した。かくしてハンサード家は一九世紀における議 出したという。また彼は議会報告書の発行経費を削減する数多く 密委員会の校正刷りを草稿受け取り後二四時間でピット首相に提 会議事録や委員会報告の独占的な印刷業者・出版業者となった。 刷業者であるとの声価をえた。例えば、フランス革命に関する秘 にハンサードの手にまかされた。そして彼は最も正確で敏速な印 れた。一八〇〇年、ヒューズ氏が引退したので、事業経営は完全 揮した彼の技量と能力をヒューズ氏に称賛され、一七七四年にヒ 下院の印刷業者ヒューズ氏の所で植字工の職に就いた。こゝで発 父の事業の失敗により一三歳の時、同地の印刷業者ステファン・ ューズ氏のパートナーとなり、事業経営全体のほとんどをまかさ 七七二年、彼は一ギニーの金をもってロンドンに出立し、そこで ホワイト氏の所に徒弟奉公に赴かされた。徒弟期間が満了した一 周知の事柄となっている。ハンサードー世は立志伝中の人物。一 sard, e. 1752~d.1828) とその子孫の姓であり、今日では通常 七五二年七月五日、ノーリッジで生まれた彼は製造業者であった 会委員会報告を印刷し出版し続けたハンサードー世 (Luke Han-パンサード、と言えばイギリス議会議事録を指していることは (1) 一八○○年から一八八九年までイギリス議会議事録や議 9th ed. 1880, Vol. XI. (GOU. -

IF.), p. 448

- (11) "Lords' Report of 1829", p. 75
- (2) "Lords' Report of 1829", p. 75
- さて、一六七七年、この税の収税継承権がチャールズⅡ世(Charles 余を政府にもたらした。(Holland, op. cit., pp. 314, 317; Ashtor を五%の利子を含めて償却したうえに三四万一九〇〇ポンドの剰 この税の収益権を四○万ポンドで買収して国税とし、以後一八三 リング』とよばれるようになった。ところで、一七九九年、政府は mond)およびその相続人に勅許された結果、"リッチモンド・シ ンド公爵チャールズ・レノックス(Charles Lenox, Duke of Rich II. 在位一六六○年~一六八五年)によって実子であるリッチモ の永代王室税を支払うことを申し出て、女王はこれを受諾した。 ての石炭に関してニューカスル・チョールドロン当り一シリング 代わりに将来にわたってイングランドの自由民に売却されるすべ し、ニューカスルの市長や参事会はその一時払いは不可能なので、 八年~一六〇三年)は一五九九年~一六〇〇年にニューカスル自 と明記されていたが、エリザベスー世 (Elizabeth I. 在位一五五 てチョールドロン当り二ペンスの国王貢租を支払う慣習がある」 遅くとも一四二一年には議会法のなかで「ニューカスル港でニュ で外国人(foreigners)に売却された石炭に国王貢租が課せられ 治団体に対してその累積した滞納の 支払 請求を行なった。 しか ーカスル市民権をもたない人々に売却されるすべての石炭につい 世 (Edward III. 在位一三二七年~一三七七年) 治下にタイン河 年三月一日に廃止される(1&2 Wm. IV., c.76)までに買収資金 リッチモンド・シリングの起源について─エドワードⅢ

& Sykes, op. cit., p. 247 [Appx. D]; T.H. Hair, "A Series of Views of the Collieries in the Counties of Northumberland and Durham", with descriptive sketches and a preliminary essay on coal and coal trade, by M. Ross, new ed. 1969 [1st ed. 1844], p. 4; R.L. Galloway, "Annals of Coal Mining and Coal 1844], p. 4; R. L. Galloway, "Annals of Coal Mining and Coal Trade", Vol. 1, rep. ed. 1971 (1st ed. 1898), pp. 98, 457, 461; P. M. Sweczy, "Monopoly and Competition in the English Coal Trade 1550-1850", 1938, p. 49.)

訳者あとがき

(1)ジョン・ラムゼイ・マカロック(John Ramsay McCulloch. (1)ジョン・ラムゼイ・マカロック(John Ramsay McCulloch. 下学派経済学を俗流化すると同時に解消させた、もっともあわれむべき像であり、またリカードのみではなくジェイムあわれむべき像であり、またリカードのみではなくジェイムあわれむべき像であり、またリカードのみではなくジェイムカー六一年、青木書店、五五五~六ページ〔第二部人名項目〕、玉野一九六一年、青木書店、五五五~六ページ〔第二部人名項目〕、玉野一九六一年、青木書店、五五五~六ページ〔第二部人名項目〕、玉野一九六一年、青木書店、五五七六ページ〔第二部人名項目〕、玉野一九六一年、青木書店、五五七六ページ〔第二部人名項目〕、玉野一九六一年、青木書店、五五七六ページ(第二部人名項目)、玉野されている。訳者は、さきの『資本論辞典』や"International Encyclopediaは、さきの『資本論辞典』や"International Encyclopediaは、さきの『資本論辞典』や"International Encyclopedia

献リストにも挙げられていない、一八三○年一一月に執筆さ'Mc-Culloch' written by Mark Blaug, pp.501-2, 等の文

れたA5判五一ページから成る時論的小冊子である

(3) M・ブローグによれば、マカロックの政治的社会的見地は、リカード学派の他のメンバーとは違って政治的ラディカは、リカード学派の他のメンバーとは違って政治的ラディカリズムに同意せず、況んや土地改革に対する功利主義的熱狂を唱え、旧教貧法に全面的には反対せず一八三四年の教貧法を唱え、旧教貧法に全面的には反対せず一八三四年の教貧法を唱え、旧教貧法に全面的には反対せず一八三四年の教貧法を唱え、旧教貧法に全面的には反対せず一八三四年の教貧法を唱え、旧教貧法に全面的には反対せず一八三四年の教貧法を唱え、旧教貧法に全面的には反対せず一八三四年の教貧法を明え、日教育法により、これが、東京には、アカー・アライトには組みせず、さらにジャルの大力を表表を表表している。

『石炭税制改革論』を執筆した一八三〇年には彼は新設の

についてますます懸念するようになっていった、といわれる。弁護論者として評判となったが、晩年には産業革命の諸結果

7

・カロックがかゝる基本的問題関心から石炭税制と取引規

任中であった。

線は大別して二つあると思われる。第一に、イングランド北『石炭税制改革論』におけるマカロックの問題関心の基本(4以下で、『石炭税制改革論』に関する短評を試みよう。

て、彼がその原因の一環をなすと考える北東イングランド炭二九年~一八三〇年の上下両院議会諸委員会報告を素材にし大の原因を問うとともに、第二に、かゝる問題視角から一八一の産業的停滞および失業貧民・労働貧民・農民層の窮乏の増部の工業先進地帯―産業革命の心臓部―と対比されるべき南部

ンドンシティー当局の政策責任を問おうとするものである。 石炭税制と石炭取引における過度で非能率かつ全く無意味と産業界と消費者に対するきわめて不公平で不公正かつ過酷な産業界と消費者に対するきわめて不公平で不公正かつ過酷な

うことである。産業革命期の前後を通じてイギリスの工業立用原燃料としても不可欠なものとなっている財貨であるといグランドでは石炭がすでに家庭用燃料としてだけでなく産業貨のもつ素材的―使用価値的―重要性である。すなわち、イン制の批判を展開する際の前提となっているのが石炭という財

燃料の豊富な北部へと移動したことを認めつゝ、 地の中心がイングランド南部から石炭や鉄鉱石等の工業用原 場合には避けられないことゝはいえ、 しているのである。しかし、時論として政策的主張を行なう 石炭の異常な高価格をもたらした石炭税制と取引規制を論難 はそれを一層促進した重要な原因の一つとして南部における および労働貧民・農民層の窮乏の増大の原因として石炭税制 彼は南部の産業的停滞 マカロック 民的政策」上の利害関心から打ちだされていることである。

た北部の政治的社会的諸条件がヨリ重要であるばかりでなく、 要の工業用原燃料として確定させるに至る産業革命を準備し 思われる。けだし、北部の産業的発展の諸原因の一つに豊富 と取引規制とをあまりにも一面的に強調しすぎているように 石炭税制・取引 な原燃料の存在という問題があるにせよ、むしろ石炭を最重 規制両改革の実施された一八三一年

(5)『石炭税制改革論』の中心が内国税制にあるにもかゝわ その射程が輸出税制にまで及んでいるのは「リカード

以降少なくとも一九世紀中に南部の"産業的復権』がもたら

されたとは思われないからである。

学徒」として当然の成り行きであろう。

だがこゝでも止目す

、きは石炭輸出に関する自由貿易論的主張がイギリスの

E

R -2 カ Ħ

ック著『石炭税制改革論』(下)(若林)

①炭鉱主はいかなる種類の排他的特権も享有していないこと、 をほとんど無視している。 のもう一つの原因としての炭鉱主のコンビネーションの存在 (6)ところで、マカロックはロンドンにおける石炭の高価格 彼は、それを無視する根拠として、

数にありしかも過剰供給能力のある現在炭鉱主間の何らかの ②新規参入が自由なこと、③イングランドおよびスコットラ ンド東西両沿岸並びにウェールズ南部の石炭積み出し港が無

可能であること、を挙げた。①と②の根拠はギルド的独占な のとして十分首肯しうるものであるが、 いし初期独占(「独占特許」)が存在しえないことを指摘したも 一般協定は空想的で、たとえ協定が結ばれたとしても維持不 ロンドンを中心とし

たイングランド東部沿岸および東南部地方の石炭市場の独占

ために独占価格に上限が設定されるのであるが、 はしないのである。この場合、 鉱主にとって③の根拠としての炭田間の一般協定など必要と のために北東イングランドのタイン・ウェア両河川流域の炭 他の炭田との競争を回避する カロック

ことによって独占の存在を無視したのである。 はこの上限を「通常利潤率をもたらす最低水準」と把握する -7 カ 口 「ックに

六七 (一六七)

立命館経済学(第二十八巻・第一号)

とての近代的独占を認識する理論的見地は稀薄だった、といしての近代的独占を認識する理論的見地は稀薄だった、といれたし)したがってまた、彼は石炭税制改革運動を担った北れたし)したがってまた、彼は石炭税制改革運動を担った北京の市場基盤の狭隘化を防ぐことにあったという重要な側面現の市場基盤の狭隘化を防ぐことにあったという重要な側面を看過してしまったのである。

(独占禁止政策、とりわけ石炭商人資本の取引制限の防止政策)の的に確保しようとする名誉革命以降の重商 主義 的国内 政策制が他方で初期産業資本段階における「営業の自由」を制度において石炭諸税の徴収を確実なものにするための体制的保において石炭諸税の徴収を確実なものにするための体制的保において石炭諸税の徴収を確実なものにするための体制的保

る時論として興味深いものであると思われる。(8いずれにせよ、この小冊子は同時代人の政策意識をさぐ

一環でもあるという側面を看過したように思われる。